

2018年度②

公 法

(全 4 ページ)

問 題

ページ

憲 法 …… 1

行 政 法 …… 3

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法②

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

Ⅰ 株式会社Rの発行する月刊誌「Rジャーナル」201X年8月号は、野党衆議院議員Sについて「恐るべきSのペテン生活」と題する記事を掲載した。同記事中では、Sの愛人に関する問題が書かれており、「地元には正妻がいるにもかかわらず、東京で愛人を囲っている」「地元で妻が汗水たらして支持者回りをしている間に、Sは東京妻とよろしくやっているのだ」「Sと東京妻は、深夜に、二人でバーで飲んでいたりとするところや、一緒に歩いていたりとするところを目撃されている」「しこたま酔っぱらった東京妻をタクシーに乗せてどこかへ消えてしまうところもしばしば目撃されている」などといったことが書かれてあった。また、Sの官僚時代の所業として、「部下にはパワハラまがいの、むしろイジメともいえる陰湿なやり口の一方、上司には媚びへつらい、そのために白を黒だと平気で言う」「仕事上の他人の手柄を自分の手柄のように上司に言いつのってうまく取り入っていた」ということが書かれてあり、「Sのペテン師的人格は、すでに官僚時代からみごとに発揮されていたのであり、政治家になってもそれは変わらず続いているのである」と締めくくられていた。

Sはこれに対し、Rを相手取り、自身の名誉権侵害を理由に、損害賠償を求めて提訴した。

裁判を通じて、Rは、Sが衆議院議員選挙に立候補した際の記事（「Rジャーナル」199X年12月号）執筆のためにSが勤務していた総務省の職員に聞き取りをした内容、「Rジャーナル」の読者で霞が関の官僚を名乗る匿名の電子メール、「Rジャーナル」の記者と総務大臣経験のある与党幹部議員Tとの会食においてTが閣僚時の秘書官から聞いた話として発言した内容、などを情報源としていたことが判明した。

【設問】

- (1) 憲法21条1項が表現の自由を保障していることに照らして、表現行為により、人の社会的地位が低下するとしても、名誉権侵害として不法行為責任または刑事責任が問われないことがあるが、それはどのような場合か？。説明しなさい。

(2) RはSの名誉権侵害を理由とする不法行為責任を負わねばならないか、(1)をふまえて検討しなさい。なお、いわゆる法人の人権享有主体性については、検討しなくてよい。

II 20XX年、内閣は、政教分離原則確保法案をまとめた。同法案によれば、何人も、国家行為（法令、処分等）が憲法の政教分離規定に違反するとして、国を相手取り、当該国家行為の無効確認、執行の差止めを求めて、自己の所在する地の地方裁判所に訴えを提起することができる。これに対して、野党であるA党は、同法案は抽象的違憲審査権を裁判所に付与するものであり憲法上許されない、と主張している。この主張の適否について論じなさい。

行政法②

以下の〔事実〕を読み、〔資料〕を参照して、〔設問〕に解答しなさい。(50点)

〔事実〕

Aは、B県内において産業廃棄物の焼却施設（以下「本件施設」という）を設置することを計画した。Aは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という）15条3項の「周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査」を実施して、生活環境に大きな影響はないとの結果を得た。Aは、当該調査結果を記載した書類（以下「本件調査結果書」という）を添付して、B県知事に対して廃掃法15条1項に基づく許可を申請した。B県知事は、廃掃法15条4項の告示および縦覧を実施した。

その後B県知事は、Aに対して不許可処分をした（以下「本件不許可処分」という）。Aが受け取った本件不許可処分の通知書には、「本件施設の設置予定地の周辺住民から、本件施設の設置に反対である旨の意見書が提出されており、廃掃法15条の2第1項2号の『周辺地域の生活環境の保全』について適正な配慮がなされたとはいえない」という記載があった。AがB県の担当者に苦情を申し立てたところ、B県の担当者は、「本件調査結果書に明らかな問題点は見受けられないが、周辺住民の意見が尊重された」旨の説明をした。

B県のウェブサイトでは廃掃法15条1項の許可に関する審査基準が公表されており、廃掃法15条の2第1項2号に関しては、「廃掃法15条3項の調査の結果を記載した書類の内容に基づいて判断するほか、廃掃法15条6項の規定に基づいて意見書が提出されたときは、その内容を十分に考慮する」ものとされている。なお、廃掃法15条6項の期間内に周辺住民から本件施設の設置に反対である旨の意見書が提出されたことについて争いはない。

〔資料〕

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（産業廃棄物処理施設）

第15条 産業廃棄物処理施設（中略）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一～九 (略)

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。(以下略)

4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(中略)について第1項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第2項第1号から第4号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類(中略)を当該告示の日から1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 (略)

6 第4項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(許可の基準等)

第15条の2 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

三～四 (略)

2～5 (略)

[設問]

本件不許可処分が違法かどうかを検討しなさい。